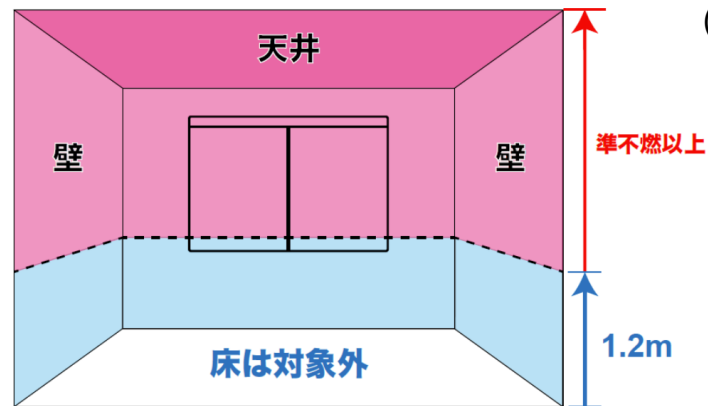


内装制限について

内装制限とは（建築基準法第35条の2：特殊建築物等の内装）

- 壁・天井の仕上げを燃えにくい材料にすることで、火災の拡大や煙の発生を遅らせるための規制。炎の急拡大を防ぎ、避難を妨げることがないように、室内の仕上げ材に準不燃材（または難燃材）以上の使用を義務付けている。
- 内装制限は、特殊建築物等の居室の天井、壁（床から1.2m以下を除く）および通路や、調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備もしくは器具を設置したもの（火気使用室）が対象。
- 本来、「居室」でない浴室（システムバス/ユニットバス）の天井、壁は対象外だがホテル、マンション、病院等においては居室と同様の性能を要求されることがあった。また、浴室（システムバス/ユニットバス）で火を使用する設備（バランス釜など）を設置していないものは対象外と考えられる。



※特殊建築物：一般の建築物より強い規制をかける建築物。規模や用途、階数、床面積などが関係する。
(ex.ホテル、マンション) …災害時により多くの人に被害が及ぶ建築物

内装制限は**建築基準法**だけでなく、**消防法**にもある
しかも、消防法では床から1.2m以下を除外する規定がない

システムバス/ユニットバスの内装制限を考える際には、
「**建築基準法**」と「**消防法**」の両方を考慮する必要があった

内装制限について

建築物の安全性を確保する上で、「**建築基準法**」と「**消防法**」は、車の両輪のように異なる役割を担いながらも、密接に連携し、相互に補完し合う関係にある。

	建築基準法	消防法
目的	火災の「 拡大防止 」	火災の「 予防・早期発見・初期消火 」
主な対象	建物の構造、内装、避難経路といった**「 ハード面 」**	消防用設備（消火器、感知器など）や防火管理体制といった**「 ソフト面 」**
内装制限の役割	火災の急速な延焼を遅らせることで、 避難や消火活動の時間を稼ぐ 。	内装制限が施された建物は、 消防用設備の設置基準が緩和 される場合がある。
システムバス/ユニットバスへの適用	居室や火気使用室に該当しない場合、内装制限の対象外と考えられる。ただし、 ホテル、マンション、病院等の浴室は居室と見なされる場合があった （明確な根拠はない）。	市町村の火災予防条例の運用においてシステムバス/ユニットバスも制限を受けるケースがあった 。また、浴室は湿気や湯気による火災感知器の誤作動リスクが高いため、感知器の設置が免除される。

※**消防同意**により建築物の確認申請の際には管轄する**消防機関の審査、同意が必要**となっている

※ 消防同意：建築確認や建築許可の際に、消防機関が建物の防火に関する安全性を確認し、問題がない場合に同意を与える手続きで、建築基準法第93条に定められている。